

無線局免許手続規則第七条第二項の規定に基づき放送区域等を計算による電界強度に基づいて定める場合における当該電界強度の算出の方法の一部を改正する告示案新旧対照表

○ 無線局免許手続規則第七条第二項の規定に基づき放送区域等を計算による電界強度に基づいて定める場合における当該電界強度の算出の方法(昭和二十五年郵政省告示第六百四十号) (傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>1 (略)</p> <p>2 超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局(移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。)</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局</p> <p>(1)・(2) (略)</p>